

## ＩＣカード特約規定

### 第1条 特約の適用範囲

1. この特約は、当組合が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「山梨県民しんくみキャッシュカード規定」「山梨県民しんくみ法人キャッシュカード規定」および「山梨県民しんくみローンカード規定」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種カード規定の定義に従います。

### 第2条 ＩＣカードの利用

1. ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
  - (1) 当組合所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
  - (2) 当組合所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
  - (3) 当組合所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
  - (4) その他当組合所定の取引をする場合
2. 当組合各種カード規定の定めにかかわらず、ＩＣカードは、ＩＣカード対応預金機、ＩＣカード対応支払機およびＩＣカード対応振込機（以下総称して「ＩＣカード対応機」といいます。）以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。なお、磁気ストライプによる使用は可能です。

### 第3条 ＩＣカードへ切替時の旧磁気ストライプカードの取扱い

磁気ストライプカードからＩＣカードに切替時に、新しいＩＣカードが送付された場合、旧磁気ストライプカードは当店に返却いただくか、本人の責任において磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

### 第4条 ＩＣカードの再発行時における手数料の取扱い

ＩＣカードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

### 第5条 1日あたりの払戻限度額

1. 当組合および支払提携先のＩＣ対応支払機を利用した1日あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
2. 前項にかかわらず、当組合および支払提携先のＩＣカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

### 第6条 振込カード機能

1. 当組合のＩＣカード対応振込機において振込を実施した場合には、ＩＣカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ＩＣチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を当組合所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
2. ＩＣチップ内に蓄積された振込情報は、ＩＣチップが故障した場合には復元できません。また、ＩＣカードを再発行する場合には、新しいＩＣカードには当該振込情報は引き継がれません。

## 第7条 ICカード対応機の故障時の取扱い

ICカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能（ICカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の総称）は利用できません。この場合損害が生じても当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

## 第8条 ICチップ読取不能時の取扱い等

1. ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当組合所定の手続きに従って、すみやかに当組合にICカードの再発行をお申し出ください。
2. ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

## 第9条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和2年4月1日 現在